

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【公 告】 ○ 県営土地改良事業の換地処分 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【公安委員会】 ○ 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)	担当課(室)	耕地課 建築指導課 地域課
		目次			
					担当課(室)

〔三二〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行つた。

平成二十七年一月二十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 地区名

服部地区

二 換地処分年月日

平成二十七年一月九日

〔三三〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年一月二十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手烏帽子形八九一―一、八九一―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四〇一―一ビラ服部B棟二〇五号

川上 泰明

三 許可番号

岡山県指令建指第二〇〇号

◎岡山県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年一月二十七日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一号の表高島交番の項中「清水六〇〇の八」を「中井一丁目一番二二号」に、「中井」を「中井、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目」に改める。

第四号の表福富交番の項中「福田」の下に「、芳泉四丁目」を加え、同表西市交番の項中「当新田」の下に「、芳泉一丁目、芳泉二丁目、芳泉三丁目」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年一月三十一日から施行する。